

# 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

## (2) 社会資本整備の推進 ④道路ネットワークの整備促進等

### 国への提案事項

本県の持続的発展に向け、地域経済を活性化するとともに、地方創生及び国土強靱化を推進し、ストック効果を早期に発揮させるため、次に掲げる項目を計画的かつ着実に実現すること。

- 1 広域道路ネットワークを形成する高速道路の機能強化・直轄国道バイパスの整備促進
- 2 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置
- 3 都市基盤を強化し、安心して快適に暮らせる持続可能なまちづくりに資する街路事業の推進
- 4 国・地方を合わせた道路予算総額の安定的な確保及び補助制度の拡充

主な国直轄事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般国道2号 広島南道路(明神高架、木材港西～廿日市) <span style="color: red;">※赤字: 重点要望箇所</span></li> <li>○ 一般国道2号 広島南道路(商工センター～木材港西)の早期事業化</li> <li>○ 一般国道2号 福山道路(笠岡西～長和、長和～赤坂)</li> <li>○ 一般国道2号 西条バイパス(4車線化)・道照交差点改良(立体交差化)</li> <li>○ 福山本郷道路(三原西道路)の計画の早期具体化</li> <li>○ 一般国道183号 鍵掛峠道路</li> <li>○ 広島呉道路(4車線化)、浜田自動車道(大朝～旭(4車線化))</li> <li>○ 広島呉道路と東広島・呉自動車道の接続区間の計画の早期具体化</li> <li>○ (仮称)八本松スマートIC、加計スマートIC(フル化)</li> <li>○ 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加)</li> <li>○ 広島高速4号線(延伸)の早期事業化</li> </ul>
主な県事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高規格道路 福山環状道路(福山西環状線)</li> <li>○ 一般国道486号(新市府中拡幅)(重要物流道路)</li> <li>○ 主要地方道 福山沼隈線(ICアクセス)</li> <li>○ 都市計画道路 神辺水呑線(一般県道福山港線等)(重要物流道路)</li> <li>○ サイクルツーリズムの推進(しまなみ海道サイクリングロード等)</li> </ul>

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり (2) 社会資本整備の推進 ④道路ネットワークの整備促進等

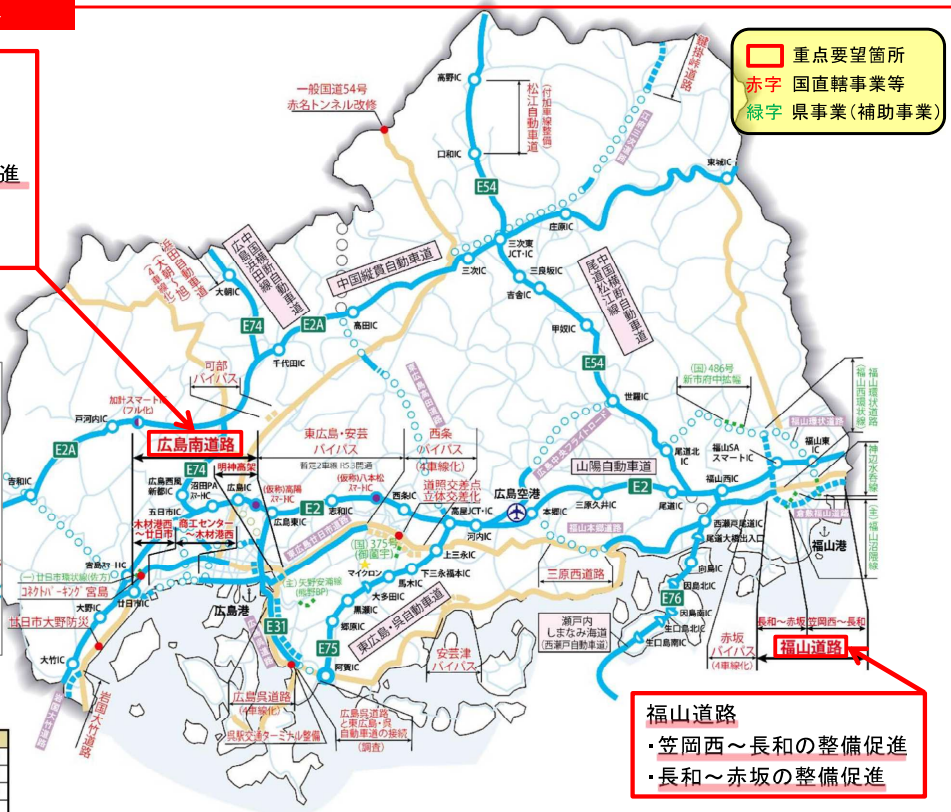
### 国への提案事項

#### 広島南道路

- ・明神高架の整備促進
- ・木材港西～廿日市の整備促進
- ・商工センター～木材港西の早期事業化



凡例		供用済	事業中	調査中
高規格道路	(赤線)	●	○	○
一般広域道路	(青線)	●	○	○
構想路線	(点線)	●	○	○
県道等	(黒線)	●	○	○



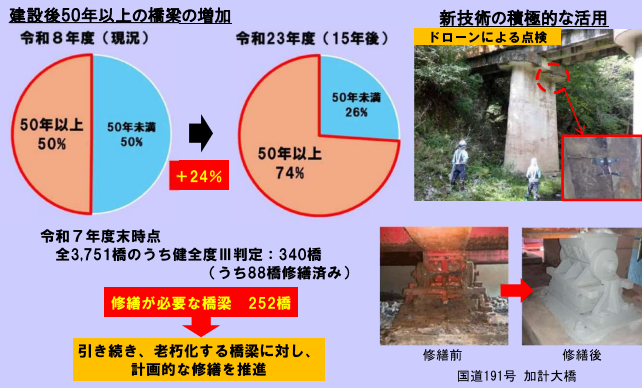
- #### 福山道路
- ・笠岡西～長和の整備促進
  - ・長和～赤坂の整備促進

【提案先省庁: 財務省、国土交通省】



4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり  
 (2)社会資本整備の推進  
 ④道路ネットワークの整備促進

【道路メンテナンス補助】判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕推進



【社会資本整備総合交付金】道路整備に必要な財源確保



【自転車】サイクルツーリズムの推進



【防災・安全交付金】交通安全施設等の整備推進



## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (2) 社会資本整備の推進 ⑤交通の円滑化などによりまちづくりを促進する 連続立体交差事業の推進

#### 国への提案事項

#### 広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

連続立体交差事業は、踏切を除却することで交通遮断による渋滞や踏切事故を解消するとともに、分断された市街地の一体化など、都市の活性化に資する事業であり、早期に事業効果を発揮できるよう、必要な財政措置を行うこと。

また、鉄道施設の耐震性の向上や、津波等の災害発生時における地域住民の避難経路や緊急輸送の確保など、防災・減災にも資することから、国土強靱化実施中期計画に位置付け予算編成等に特段の配慮を行うこと。



鉄道高架と関連街路の整備イメージ(広島市安芸区付近)

【提案先省庁:財務省、国土交通省】

#### 現状

##### 【地域の状況】

- 広島都市圏東部地域では、鉄道による市街地分断が効率的な基盤整備を阻害。
- 事業区間には踏切が16箇所あり、その内「踏切道安全通行カルテ」における緊急に対策の検討が必要な踏切は5箇所ある等、踏切遮断による交通渋滞及び踏切事故が日常生活や経済活動に大きく影響。
- 大規模地震時には津波等で最大2m以上の浸水が想定される中、発災時において長時間の踏切遮断が発生することで避難や救助活動が困難となるおそれ。

##### 【取組の状況】

- I 期区間において、昨年12月に仮線路工事が完了し、引き続き、高架本体工事に着手しており、早期完成を目指して、国・県・市町・JRで連携し整備を推進中。
- 周辺地域の一体的な街づくりに資する関連街路事業や土地区画整理事業等を合わせて実施。

##### 【国の対応状況】

- 令和元年度より連続立体交差事業の個別補助制度を創設。

#### 課題

多数ある「緊急に対策の検討が必要な踏切」等を解消するとともに、地域住民の避難経路の確保など防災・減災にも資する広島市東部地区連続立体交差事業の実施には、

- 長期的に多額の事業費が必要。
- 着実に事業推進できる財政措置が必要。
- 財政状況の厳しい地方負担の軽減が必要。



## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (2) 社会資本整備の推進 ⑥ 持続可能な水道システムの構築

#### 国への提案事項

#### 1 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 県内水道事業の経営基盤を強化し、持続可能な水道システムを構築するため、統合を機に交付される交付金や地方交付税などの予算を確実に確保するとともに、交付金の時限措置の延長など財政措置の拡充を図ること。
- 県内水道事業の一元化を進めるため、各水道事業の給水原価の格差解消に向けて、条件不利地域などの水道事業に対する財政措置の拡充を図ること。

#### 2 工業用水道事業の運営基盤の強化と供給分野の拡大

- 受水企業の負担軽減のため、管路更新(施設の強靱化)に対する補助金の確保や、撤退負担金における固定費(浄水場等の運転管理費など)の取扱いを示すこと。
- データセンターの大規模な工業用水のニーズに対応できるよう、工業用水道事業法に定義されている「工業」の業種にデータセンターを追加すること。

【提案先省庁:総務省、経済産業省、国土交通省】

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり (2) 社会資本整備の推進 ⑥ 持続可能な水道システムの構築

### 現状／広島県の取組

- 1 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 本県では、県内水道事業の経営基盤を強化し、持続可能な水道システムを構築するため、県と14市町で「広島県水道広域連合企業団(以下「水道企業団」という。)」を設立し、令和5年度から事業を開始している。
  - 水道企業団においては、広域計画に基づき、統合を機に交付される(令和5年度から令和14年度までの10年間)水道事業運営基盤強化推進事業(広域化事業)を活用し、施設の再編整備や業務効率化を進めている。
  - 水道企業団に参画している14市町の水道事業間では、給水原価に最大2.4倍の差があり、当面、各水道事業での料金を維持しながら、制度や業務系システムの統一などの一元化に向けた取組を進めている。

### 課題

- 1 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 統合効果を発揮するため、10年間の集中投資により、施設の再整備を進めていくこととしているが、令和7年度交付金の内示状況は、補正により総額は確保されているものの、当初では要望額から大幅に下回り、計画的な執行ができていない。
  - 物価高騰の影響などにより、施設整備費用が大幅に増加し、整備期間の長期化が見込まれている。
  - 業務系システムの統一に向けて、サービス利用型でシステムを構築しており、高騰するライセンス料などの維持管理費用が負担となっているが、交付金の対象となっていない。
  - 給水人口や水源からの距離など、地理的要因に起因する給水原価の格差を解消するための交付率の嵩上げなど、条件不利地域の水道事業に配慮した財政措置がない。

【課題解決に必要な財政措置】

区分	現状
交付金の時限措置の延長	10年間の時限措置
条件不利地域の水道事業に対する交付金措置など更なる財政措置の拡充	条件不利地域の水道事業に特化した財政措置がない
交付金の交付率の嵩上げ	交付率一律1/3
一般会計繰出金に係る交付税措置率の嵩上げ	普通交付税措置率60%
交付金等の要件緩和や補助対象経費の拡充	補助対象経費はハード整備費用が中心で、ライセンス料など維持管理費は対象外

## 現状／広島県の取組

- 2 工業用水道事業の運営基盤の強化と供給分野の拡大
- 企業の撤退や給水量の減少などにより、給水収益が減少する一方、老朽化に伴う管路の更新需要の増加が見込まれていること、給水量の減少に応じて施設規模を最適化してもなお直ちに削減できない固定費用(浄水場等の運転管理に係る費用や企業債利息など)があることから、将来の料金値上げが避けられない状況にある。
  - 工業用水道事業法において、「工業」とは「製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」とされている。「工業」以外の業種の企業等への供給は、雑用水の供給として暫定的に認められているため、工業用水道施設の余剰を活用して、雑用水として暫定的に送水している。また、県内にデータセンターの立地予定があり、このデータセンターに対しても同様の雑用水の供給を予定している。

## 課題

- 2 工業用水道事業の運営基盤の強化と供給分野の拡大
- 管路の更新需要が増加する中、近年の工業用水道施設の強靱化事業(既設管を耐震適合管へ布設替えする事業を含む。)への補助金は十分とはいえないことから、強靱化事業に対する更なる財政支援が必要である。  
※今後の工業用水道の更新投資約1,000億円/年に対して、工業用水道事業費補助金は約30億円/年
  - 令和7年5月に、経済産業省から、撤退負担金の考え方が示されたが、施設規模を最適化してもなお直ちに減らすことができない浄水場等の運転管理に係る費用や企業債利息などの固定費用の取扱いについては、今後の検討事項とされており、撤退負担金に係る詳細な制度設計が必要である。
  - 雑用水の供給は、暫定的な取扱いであり、別途「工業」の企業等から工業用水の申し込みを受けた場合は優先権がなく、安定的な供給を保証されない懸念があることから、工業用水道事業法に定める「工業」の適用範囲の見直しが必要である。

# 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

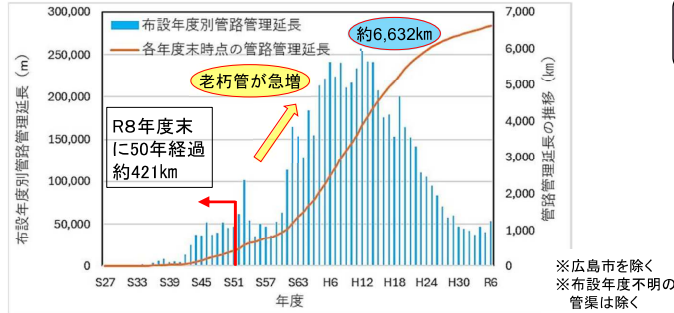
## (2) 社会資本整備の推進 ⑦都市の生活環境を守る下水道機能の強化

### 国への提案事項

#### 下水道施設（汚水・雨水）に係る財政措置の充実・拡充

- 全国特別重点調査において対策が必要と判明した管路については、期限内に対策が着実に実施できるよう、確実に予算を確保すること。
- 下水道の果たす公共的役割に鑑み、未普及対策、老朽化対策、地震対策及び浸水対策を着実に推進するために必要な財政措置を図るとともに、下水道による流域治水の取組に対する交付税措置割合の引き上げなどの財政措置を拡充すること。

《管路施設の年度別管理延長(R6末現在)》



※下水道整備進捗率＝下水道整備人口/下水道全体計画人口  
令和6年度末時点 広島県全体92.9% →令和8年度末 96.0%を目標に取組中

《全国特別重点調査における調査結果延長(R8.2末時点)》


自治体名	優先実施箇所 の総延長	緊急度Ⅰ		緊急度Ⅱ		緊急度Ⅰ、Ⅱ に該当しない
		うち、 要対策延長	うち、 要対策延長	うち、 要対策延長	うち、 要対策延長	
広島県計	90,799	16,217	8,373	54,981	39,369	18,473

※各延長は、四捨五入を行っているため、合計が合わないものがある。  
※国への報告時点で、1,127kmが調査未了となっている。

【提案先省庁：総務省、財務省、国土交通省】

## 4 県民の安全・安心な暮らしの拠点づくり (2) 社会資本整備の推進 ⑦都市の生活環境を守る下水道機能の強化

### 現状・背景

- 今後、耐用年数を経過する下水道施設が大幅に増加することが見込まれる。
- 全国特別重点調査の結果、対策が必要な延長が広島県では約48kmと判明している。(R8.2末時点)  
優先実施箇所における緊急度Ⅰの要対策箇所  

- 汚水管の改築(全国特別重点調査の対策箇所含む)に係る国費支援については、水の官民連携導入を決定済であることが令和9年度以降の要件とされている。
- 未普及対策について、令和9年度以降は、交付対象事業が限定的になるとの見解が示されているが、県内の半数の市町において、財政状況や地域特性等により、令和8年度末での概成が困難となっている。
- 大規模地震時の上下水道システムを確保するため、「上下水道耐震化計画」に基づき、上下水道一体となった下水道施設の耐震化に取り組んでいる。
- 近年の集中豪雨により、内水浸水被害が多発しており、「流域治水プロジェクト」に基づき、あらゆる関係者が協同し、浸水対策を実施している。

### 課題

- 老朽化対策を計画通りに実施するため、継続的・安定的な財政措置が必要である。
- 全国特別重点調査の要対策延長に対して着実に対策を実施するため、確実な予算の確保が必要である。
- 水の官民連携導入には、関係者との合意形成に多大な期間を要することから、国費支援に関する令和9年度以降の要件化の見直しが必要である。
- 令和9年度以降も未普及対策を推進していくため、継続的・安定的な財政措置が必要である。
- 「上下水道耐震化計画」に基づく耐震化を計画的・集中的に実施するため、継続的・安定的な財政措置が必要である。
- 「流域治水プロジェクト」に基づく浸水対策を推進していくため、継続的・安定的な財政措置が必要である。



(平成30年7月 福山市蔵王排水区)  
※100mm安心プランに基づき実施中



(令和3年7月 竹原市本川排水区)  
※流域治水対策計画に基づき実施中

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (3) 医療・介護や福祉の充実 ① 地域医療体制の確保

#### 国への提案事項

#### 1 新たな地域医療構想の実現等に向けた財政支援の拡充

##### (1) 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

- 新たな地域医療構想における医療機能の分化・連携の実現に向け、地域医療介護総合確保基金などによる財政的な支援制度を継続すること。
- 大規模な再編を伴う地域の基幹的な病院整備については、地域医療構想の推進に大きな役割を果たす一方、近年の建築物価の高騰を受け、現状の地域医療介護総合確保基金の支援制度のみでは財政的負担が大きいことから、支援制度の新設・拡充を図ること。

##### (2) 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の拡充

- 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく病院の整備について、病院事業債(特別分)の元利償還金に対する普通交付税措置の措置対象となる建築単価の実態に応じた見直しなど、支援制度の拡充を図ること。

##### (3) 公立病院の持続可能な経営への支援の拡充

- 保険医療機関は、物価高騰の影響を価格転嫁できない中で、非常に厳しい経営を強いられており、公立病院が政策医療を持続的に提供できるよう、診療報酬改定の影響について実態把握を行った上で、物価上昇が診療報酬に十分反映されていない場合は、適切に評価されるよう改定を実施するとともに、改定までの間にも財政支援を講じること。
- 運営費に対する交付税措置の更なる拡充や、病院事業債(経営改善推進事業)について、経営改善までの間における制度延長や償還年限等の借入条件の緩和などによる支援を講じること。

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (3) 医療・介護や福祉の充実

#### ① 地域医療体制の確保

#### 国への提案事項

#### 2 高額な放射線治療装置によるがん治療について

##### (1) 地域がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し

- がん医療においては、機能の均てん化と共同利用の集約化を図りながらも、病院間の機能分化や連携による地域完結型医療の実現と、がん診療連携拠点病院の持続可能な経営との両立を図る必要がある。
- 施設単位の診療実績としている現在の指定要件では、とりわけ高額な医療資源である放射線治療機器の効率的・効果的な活用や、医療機関の安定的経営を阻害する要因ともなっていることから、診療実績を、連携する病院単位に弾力化するなど、病院間の患者紹介や機能分化を促進し、質の高いがん医療の提供体制を構築できるよう指定要件を見直すこと。

##### (2) 高額な放射線治療装置の更新費用に対する財政支援

- 高齢化の進展に伴い、がん医療における放射線治療患者は今後も増加が見込まれる中、近年の物価高騰や為替変動により、放射線治療装置の価格も大幅に高騰している。
- がん医療の均てん化に資する設備投資が、翻って医療機関の経営を圧迫する要因となっていることから、拠点病院における放射線治療装置の更新に係る支援制度を新設すること。

【提案先省庁：総務省、厚生労働省】

1 新たな地域医療構想の実現等に向けた財政支援の拡充

現状

- 無医地区数は全国ワースト2位  
広島県内の無医地区数:2023年53か所
- 若手医師が減少  
広島県内の20~30歳代の病院勤務医師数の増減率:  
2002年→2022年 88.8%(全国 111.9%、広島市 94.2%)
- 救急搬送困難事案の割合が高い  
広島県の現場滞在時間30分以上の割合:10.1%(2023年)  
…政令市のある都道府県ワースト7位/16
- 医師の働き方改革の開始(2024年4月~)  
時間外勤務の年の上限時間:救急医療等は1,860時間
- 病院の厳しい経営状況  
令和8年度の診療報酬改定では、物価や賃金の上昇、経営状況等の影響を踏まえた引き上げが行われたが、病院の運営コストはこれを上回って上昇している。

広島県の取組

- 広島県においては、広島都市圏の複数の医療機関の再編等により、高度な医療や様々な症例を集積する新病院を整備し、医療人材の確保・育成・派遣等を通じ、将来にわたって県全域の医療提供体制を確保することを目標とする「高度医療・人材育成拠点」基本計画に基づき、新病院の設計等を進めている。

課題

- 都市部における複数の医療機関の統合を伴う基幹病院の整備にあたっては、救急・小児・災害・感染症など不採算・特殊部門に係る医療や民間病院では限界のある高度・先進医療、へき地医療、広域的な医師派遣等の役割を担うことに加え、近年の物価や人件費、建築単価の大幅な上昇により病院運営に必要なコストの増大が見込まれる。
- このため、地域の医療に必要な基幹病院の安定的な経営に向け、地域医療介護総合確保基金や公立病院経営強化に係る財政措置等、財政的な支援制度の更なる充実が必要となっている。

【公立病院を中心とした機能分化・連携に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債(特別分)	元利償還金の40% (建築単価85万円/㎡以下)  【参考】通常分 元利償還金25%	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費

(参考)「高度医療・人材育成拠点」基本計画のR7.10改訂後における新病院の建築単価は約110万円/㎡

- 公的価格である診療報酬により運営される医療機関は、物価高騰等の影響を価格転嫁できないという構造的課題がある中で、公立・民間を問わず極めて厳しい経営状況となっていることから、経営基盤の強化等に向けた対応が急務となっている。
- 地域医療提供体制を確保するため、収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援する病院事業債(経営改善推進事業)が令和7年度に創設されたが、発行期間が令和9年度までとされているため、経営改善までの間における制度延長など、活用にあたり柔軟な対応をお願いしたい。

1 新たな地域医療構想の実現等に向けた財政支援の拡充

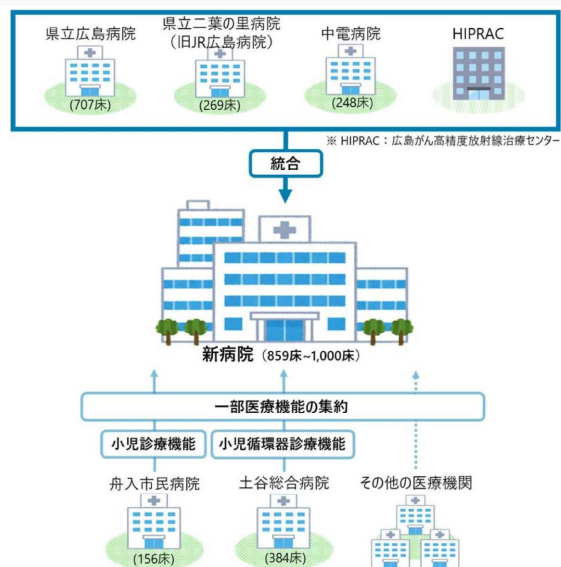
「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9策定、R7.10改訂)の概要

1 新病院(高度医療・人材育成拠点)の概要

整備予定地	広島市東区二葉の里三丁目
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標準治療が確立された症例のみならず、難易度の高い症例が集積された高度急性期・急性期機能を担うハイボリュームセンターとして、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する。</li> <li>○ 広島県の医療を支える医療人材の確保・育成や中山間地域をはじめとする県内全域の地域医療を維持するための体制を構築する。</li> </ul>
病床規模	859床~1,000床(精神病床38床、感染症病床8床含む)
主な医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三次救急及び二次輪番病院のバックアップ “断らない救急”、小児救命救急センター(ER機能併設)、育成医療センター</li> <li>○ がん治療センター、脳卒中センター、心臓病センター、外傷センター、消化器内視鏡センター</li> <li>○ 新興・再興感染症拡大時に対応可能な体制</li> <li>○ 基幹災害拠点病院として人材育成・派遣など災害医療体制の強化</li> <li>○ ICT技術を活用したスマートホスピタル ほか</li> </ul>
運営形態	一般地方独立行政法人(2025年4月設立)
概算事業費	約1,330億円~1,460億円 建築工事費:約890~1,020億円 (設計費、現病院の解体費含む) 土地購入費:182億円 医療機器等:約200億円(システム含む) 建物購入費:58億円(再編病院資産購入)
開院予定	2030年度

2 医療機能の再編計画

- 高度な医療資源が集中する広島都市圏において、適切な機能分化と連携による地域完結型医療を実現するため、将来的な医療需要を見据え、医療機能の分化・連携のあり方や医療再編の方向性について、引き続き関係機関との検討を進める。



3 整備スケジュール(見込)

2023年9月基本計画 ⇒ 2027年度建設着工 ⇒ 2030年度新病院開院

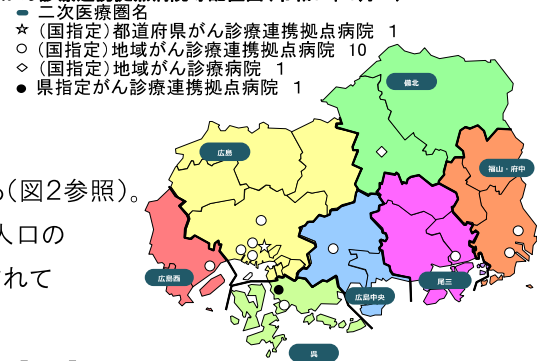
2 高額な放射線治療装置によるがん治療について

現状／広島県の取組

- 令和7年度現在、広島県では7圏域全てに、がん診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)又は地域がん診療病院を整備している(図1参照)。
- さらに、平成27年に「広島がん高精度放射線治療センター」を開設し、質の高い先端的な放射線治療や人材育成を行っている(図2参照)。
- 2040年までのがん療法別の将来推計(右グラフ)では、高齢者人口の増加に伴い、放射線治療患者は、約25%増加することが見込まれている(図3参照)。

【図1】

がん診療連携拠点病院等配置図(令和7年4月～)

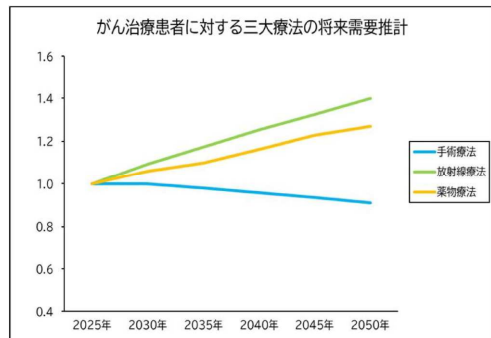


【図2】



広島がん高精度放射線治療センター

【図3】



(広島県広島圏域)

2 高額な放射線治療装置によるがん治療について

課題

- 物価高騰や為替変動により、医療機器価格も高騰しており、放射線治療装置の市場価格は、15年で約3倍に上昇している(令和7年3月21日第17回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料より)。
- 現在の拠点病院の指定要件が、施設単位での診療実績を満たすこととされていることで、患者紹介を躊躇し、病院間連携が進まない、設備投資を回収できずに病院経営を圧迫する、などの要因となっている。

【地域がん診療連携拠点病院※の指定要件】

①又は②を概ね満たすこと。

① 診療実績

- ・ 院内がん登録数(年間): 500件以上
- ・ 悪性腫瘍の手術件数(年間): 400件以上
- ・ 放射線治療のべ患者数(年間): 200人以上
- ・ がんに係る化学療法のべ患者数(年間): 1,000人以上
- ・ 緩和ケアチームの新規介入患者数(年間): 50人以上

② 2次医療圏に居住するがん患者のうち、

各施設が占める診療実績の割合: 2割程度以上

⇒ がん診療連携拠点病院に対しては、診療報酬上、

「がん診療連携拠点病院加算」(入院初日500点)が算定される

※ 地域がん診療連携拠点病院

…専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を行う施設として厚生労働省が指定

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (3) 医療・介護や福祉の充実 ②原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 国への提案事項

〔被爆者、毒ガス障害者〕

#### 1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- ① 弔意事業を充実強化すること
  - 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等、弔意事業の充実強化
- ② 保健医療福祉事業を充実すること
  - 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
  - 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
  - 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」の運営費の充実及び施設・設備整備に対する助成措置
  - これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施
- ③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること
  - 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
  - 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、移転を着実に進めること
- ④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (3) 医療・介護や福祉の充実

#### ②原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 国への提案事項

#### 2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費に係る地方公共団体の負担改善

- 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること
  - ・ 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

#### 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

- 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに、次のとおり、財政措置を行うこと
  - ・ 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)
  - ・ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと
  - ・ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

## 国への提案事項

## 〔在外被爆者〕

## 在外被爆者に対する援護措置の充実強化

在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
  - ・ 医療費の申請について、被爆者の実情を踏まえて、更なる申請手続の簡素化を図ること
  - ・ 保健医療助成事業について、国内で助成対象となっている介護保険サービスと同等のサービスについても対象とすること
  - ・ 少なくとも介護施設において医療を提供する場合など介護保険の医療系サービスと同等のサービスを保健医療助成事業の対象とすること
  - ・ 保健医療助成事業について、南米以外の地域も保険料を選択可能にすること
- 各種申請手続について十分に周知し、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと

【提案先省庁：外務省、厚生労働省】

## 現状

## 【原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。
- 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。
- 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(令和7年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	12,580人	87.0歳
広島市	35,730人	85.8歳
県全体	48,310人	86.1歳

## 課題

## 【原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。
- 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。
- また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。
- 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

#### 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

##### (3) 医療・介護や福祉の充実

###### ②原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

### 現状

#### 【在外被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 在外被爆者は、かつては原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による援護の対象外であったが、平成14年の判決を契機に、在外公館等を通じた手当、被爆者健康手帳、原爆症認定等の申請が可能となり、さらに平成28年からは法に基づく医療費の支給が開始となるなど、段階的に改善が進んでいるが、未だに国内で受けられる介護に係る援護に相当する制度がない。
- 法に基づく医療費の利用率が低い。  
※利用率：6.6% うち北米3.6%、南米33.3%、その他0%  
(韓国を除く。南米は代行申請制度があるため、利用率が高い。)
- 保健医療助成事業では、国により助成対象が異なる。

区分	保険料	医療費
北米	×	○
南米	○	○
韓国	×	○
その他	×	○

#### 【在外被爆者(手帳所持者)数】

・約2,178人(令和7年3月末現在)

### 課題

#### 【在外被爆者に対する援護措置の充実強化】

- 次のとおり在外被爆者と国内被爆者に格差が生じている。
  - ・ 国内の被爆者は原爆養護ホームに入居できるほか、介護保険サービスの一部に対して利用料の助成等があり自己負担なくサービスを受けることができるが、在外被爆者に対してはこれらの援護がない。
  - ・ 国内の被爆者は、被爆者健康手帳を提示することで、基本的に自己負担なく必要な医療を受けることができるが、在外被爆者は、自己負担分について、法に基づく医療費の支給申請等を行う必要があり、その手続きが煩雑で困難である。
- 次のとおり在外被爆者間においても格差が生じている。
  - ・ 保健医療助成事業において、南米のみ、医療費または保険料を選択できるが、その他の地域では保険料が助成対象外である。

#### 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

##### (3) 医療・介護や福祉の充実

###### ②原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

### 現状

#### 【後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善】

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。

#### 【毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化】

- 毒ガス障害者援護制度(国の要綱により実施)

区分	対象
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ

※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。

### 課題

#### 【後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善】

- 被爆者の高齢化が進む中で、多大な財政負担が生じている。
- 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。

#### 【毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化】

- 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。
  - ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。
  - ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。
  - ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (3) 医療・介護や福祉の充実 ③放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

#### 国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

#### 1 対象事業

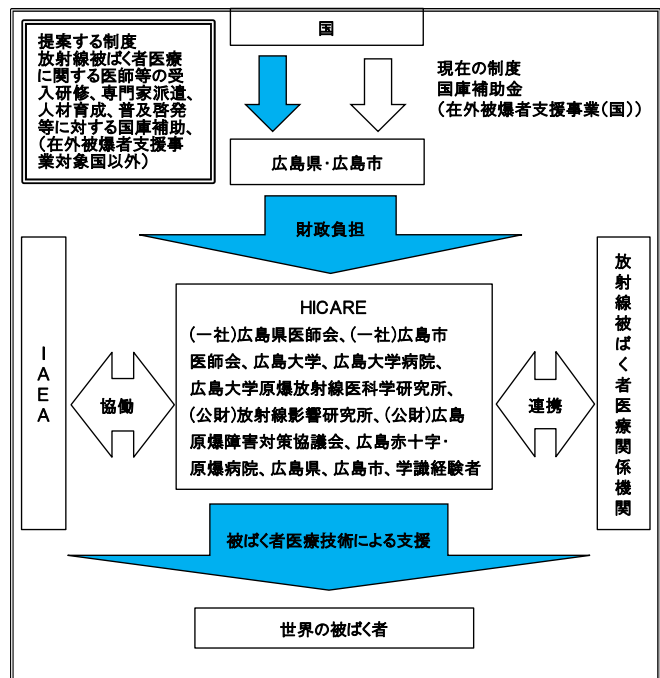
在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

#### 2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成

【提案先省庁：外務省、文部科学省、厚生労働省】



## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (3) 医療・介護や福祉の充実

#### ③放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

#### 現状

##### 1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修: 延べ39か国・地域904名(令和8年3月現在)
- 医師等専門家派遣: 延べ17か国227名(令和8年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
  - ・ 国際医療研修、医学生のIAEAへのインターン派遣、共同研究
- 次世代の人材育成: 高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

##### 2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

#### 課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
  - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
  - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
  - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
    - ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (3) 医療・介護や福祉の充実 ④「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

#### 国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

#### 要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病<br>再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など    | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病<br>慢性腎炎、慢性腎不全など               |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病<br>肝硬変など               | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病<br>白内障                 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病<br>悪性新生物など           | ⑨ 白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病<br>糖尿病、甲状腺機能低下症など    | ⑩ 呼吸器機能障害を伴う疾病<br>肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など        |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病<br>くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など     | ⑪ 運動器機能障害を伴う疾病<br>変形性関節症、変形性脊椎症など           |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病<br>高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑫ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病<br>胃潰瘍、十二指腸潰瘍など         |

【提案先省庁：厚生労働省】

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (3) 医療・介護や福祉の充実

#### ④「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

#### 現状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながることで、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

#### 課題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (4)安全・安心な暮らしづくり ①鉄道ネットワークの在り方等に関する議論

#### 国への提案事項

#### 1 鉄道ネットワークの在り方等の明確化

- 令和8年4月に公表された「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」の取りまとめを受けて、国においては、今後、鉄道ネットワークの基本的な在り方などについて検討を深めることとされている。
- このため、今後の検討に当たっては、次の点について検討を行い、国としての考え方を示すこと。
  - ・将来の国土の在り方を見据え、中山間地域の持続可能性を確保していく観点を踏まえた全国的な鉄道ネットワークの範囲と考え方
  - ・国鉄改革により発足し、会社全体の経営の中でローカル線を維持することが基本とされたJRの経緯や、現在の経営状態などを踏まえたローカル線の維持に関する内部補助の考え方
  - ・JRによる路線の維持が難しい場合、その負担を地方に転嫁するのではなく、鉄道を維持する場合と他の交通モードに転換する場合、それぞれに対する財政支援を含めた国の責任の在り方

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり  
(4)安全・安心な暮らしづくり  
①鉄道ネットワークの在り方等に関する議論

#### 国への提案事項

#### 2 地域公共交通の維持・確保等に対するJRの責任

- 地域交通法の基本方針では、仮に鉄道からモード転換した場合、JR各社は、「持続的な運行及び利便性の確保」や、「観光を含めた地域振興」に、十分な協力を行うよう努めると定められているが、地域公共交通と地域の「持続可能性」の確保に向けて、法律等により、JRの責任を明確化すること。

【提案先省庁：国土交通省】

## 現 状

### 【国の現状】

- 令和5年10月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行。
- 法改正では、国が主宰する「再構築協議会」の制度が創設され、ローカル鉄道の在り方について、国も主体的に関与し、協議の場に入って検討を行う仕組みとされた。
- 財政支援については、「社会資本整備総合交付金」による施設整備等への支援が創設されたが、運行経費についての支援はない。
- 令和6年3月、JR西日本からの要請により、芸備線再構築協議会（議長：中国運輸局長）が設置された。
- 令和7年10月、「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」（有識者検討会）が設置され、令和8年4月にとりまとめが公表された。

### 【広島県の現状】

- ローカル線の維持・確保に向けて、沿線市町と連携し、利用促進策を展開。
- 令和3年8月から、JR西日本の申入れを受け、本県・庄原市・岡山県・新見市が、JR芸備線の利用促進等について協議・検討を行った。（計6回実施）
- 令和5年2月から、JR西日本に対し、芸備線の利用状況・経営状況等についてヒアリングを実施（計3回実施）
- 芸備線再構築協議会及び幹事会に出席。（計15回開催）

## 広島県の取組

- 全国知事会や有志知事なども連携し、様々な機会を通じて、全国的な鉄道ネットワークの在り方などに係る国の考えを明らかにしていただくよう求めてきた。
- R7.4.9 内閣総理大臣への特別要望（有志29道府県）を実施した。
- R7.8.26 国土交通省と地方の意見交換に出席した。
- R7.11.26 国土交通省に意見書（有志28道県）の提出した。
- R8.2.18 国の有識者検討会に出席し、本県の考えを改めて説明した。

## 課 題

- 鉄道の在り方議論においては、一部線区のみを議論するのではなく、その前提として、国において全国的な鉄道ネットワークの在り方やJRの内部補助の考え方、国の責任について明らかにしていただくことが必要であるが、国の考えが明らかにされていない。
- JRが担う全国的な鉄道ネットワークは、地方創生や、国土の均衡ある発展などに大きく貢献しているが、全国各地で、JRからローカル線の在り方について検討を求める表明が続いている。
- 有識者検討会のとりまとめを受けて、国において、鉄道ネットワークの在り方について検討を深めることとされており、今後の国の検討状況を注視していく必要がある。

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

### (4)安全・安心な暮らしづくり ②生活交通の維持確保のための支援

#### 国への提案事項

#### 1 交通事業者の人手不足に対する財政支援制度の創設

- 厳しい経営状況を抱える交通事業者において、事業者の自助努力による解決は限界があるため、人材の採用・育成のほか、若者や女性などの受入環境整備をはじめとした地域公共交通を担う人材確保を公的に支えるための恒久的な支援制度を創設すること。  
【再掲】

#### 2 タクシー利用への助成に対する財政措置の拡充

- 集落の人口が極めて少ないなど、乗合事業が成り立たない地域において、地域内の移動を支えるために住民のタクシー利用への助成に係る自治体負担について、バス等への補助に係る負担と同様に、特別交付税の対象に追加するなど財政措置を行うこと。

#### 3 航路の維持確保に向けた財政措置の拡充

- 地域の生活に必要不可欠であり、県や市町が補助を行っている航路については、国が支援を行っている航路と同様に、船舶の建造に必要な経費の支援が行われるよう、国の地域公共交通確保維持改善事業に新たな補助メニューを追加すること。

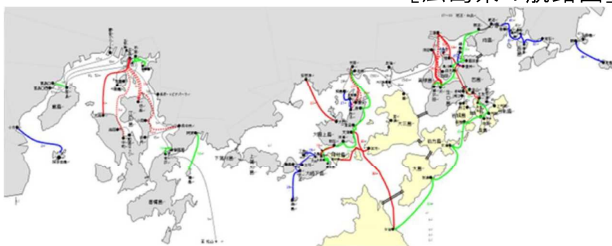
【提案先省庁：総務省、国土交通省】

## 4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり (4)安全・安心な暮らしづくり ②生活交通の維持確保のための支援

### 現状／広島県の取組

- 県では「広島県地域公共交通ビジョン」を策定し、交通事業者、利用者、行政といった関係者が中長期的な視点を持って一体的に取り組みを進めている。

[広島県の航路図]



- 国庫補助航路(7航路)      — 市町単独補助航路
- 県独自の補助対象航路(16航路)
- 瀬戸内海では、点在する島々に居住する人々の暮らしを航路ネットワークで支えている。
- 県として維持すべき航路について、県・市町の協調による航路補助に取り組んでいる。
- 県の補助航路における船舶の老朽化が著しい。  
[平均船齢:29年 (国庫補助航路は11年)]

### 課題

- バス、タクシー、旅客船等、地域の公共交通を担う人材の不足によって、路線の減便や一部区間の廃止を余儀なくされるなど、問題が顕在化している。
- 労働時間の規制に関する2024年問題によって、公共交通分野における人手不足がさらに深刻化している。
- 中山間地域では乗合事業が成立しないことから、タクシーが公共交通の役割を担っている地域がある。
- 国の補助制度では離島への唯一航路であることを補助要件としており、瀬戸内海の実情にそぐわない。
- 船舶の建造には多額の費用が必要となり、航路事業者と自治体だけではあまりにも負担が大きい。
- 燃油費高騰や交通GXの流れを踏まえ、老朽化した船舶の更新によって、省エネ・脱炭素化へ対応していく必要がある。